

最高裁総一第358号

(庶ろ-03)

令和3年3月26日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

なお、随員として、高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年6月16日（水）及び17日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

日 (曜日) 時間	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00
16日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
17日 (木)	事務的協議 (事務連絡)		

最高裁総一第359号

(庶ろー03)

令和3年3月26日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年6月16日（水）及び17日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00
16日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00		
17日 (木)	事務的協議 (事務連絡)		

最高裁総一第808号

(庶ろ-03)

令和3年6月2日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 中 村 憲

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について（依命通達）

令和3年3月26日付け最高裁総一第358号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙を別紙のように改める。

(別紙)

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年6月16日(水)
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所を接続する方法により開催する。
なお、テレビ会議システムの具体的な接続先については、総務局長から別途通達する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

日 (曜日) 時間	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:45	15:45 ～ 16:00	16:00 ～ 17:00
16日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議	休憩	事務的協議 (事務連絡)

最高裁総一第809号

(庶ろー03)

令和3年6月2日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開

催について」の一部改正について（依命通達）

令和3年3月26日付け最高裁総一第359号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙を別紙のように改める。

(別紙)

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年6月16日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所を接続する方法により開催する。
なお、テレビ会議システムの具体的な接続先については、総務局長から別途通達する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

日 (曜日) 時間	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:45	15:45 ～ 16:00	16:00 ～ 17:00
16日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議	休憩	事務的協議 (事務連絡)

最高裁総一第833号

(庶ろ-03)

令和3年6月7日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斎 志

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
方法について（通達）

令和3年6月2日付け最高裁総一第808号事務総長依命通達「「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について」による改正後の同年3月26日付け最高裁総一第358号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」別紙の3の定めによるテレビ会議システムの具体的な接続先は別表のとおりです。

別表

高裁の別	接続先	参集庁
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁（高崎支部）	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	青森地家裁, 秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第834号

(庶ろ-03)

令和3年6月7日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田 齊志

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

方法について（通達）

令和3年6月2日付け最高裁総一第809号事務総長依命通達「「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について」による改正後の同年3月26日付け最高裁総一第359号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」別紙の3の定めによるテレビ会議システムの具体的な接続先は別表のとおりです。

別表

高裁の別	接続先	参考集
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁(高崎支部)	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	青森地家裁, 秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第877号

(庶ろ-03)

令和3年6月15日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 齊 志

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部改正について（通達）

令和3年6月7日付け最高裁総一第833号総務局長通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部を下記のように改正します。

記

別表を別紙のように改める。

(別紙)
別表

高裁の別	接続先	参集庁
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁 (高崎支部)	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁, 青森地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第878号

(庶ろ-03)

令和3年6月15日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斎 志

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部改正について（通達）

令和3年6月7日付け最高裁総一第834号総務局長通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部を下記のように改正します。

記

別表を別紙のように改める。

(別紙)
別表

高裁の別	接続先	参考集
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁(高崎支部)	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁, 青森地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

(庶ろ-15-B)

令和3年4月2日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 石井芳明

事務連絡

6月16日（水）及び17日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（37字×26行で、A4用紙3～4枚程度をめどとする。）の提出を受けた上、これを4月23日（金）までに当職に提出してください。

また、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を5月中旬頃を目処に送付する予定です。

おって、事務的協議については、改めて連絡します。

(別紙 1)

令和 3 年度長官所長会同協議テーマ（論点事項）

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- 1 民事訴訟手続の IT 化に向けた検討が進められているが、基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、IT ツールの活用にとどまらない目指すべき裁判に向けた運用改善を進め、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たって、現状にはどのような課題があるか。刑事や家裁の事件分野における現状はどうか。
- 2 「部」は、事件処理等を通じた裁判官の成長支援の場でもあるが、前記 1 の課題に関し、「部」における目指すべき裁判に向けた運用改善の取組が進展していないのであれば、そのことが「部」における裁判官の成長支援の妨げにもなっているのではないか。コミュニケーションの減少など新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるなか、成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合、上記の点も含め課題として考えられることはないか。部の機能を補完する庁としての課題はないか。
- 3 「部」での議論を、個別の事件処理にとどまらず、1 のようにその前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の継承に向かわせ、審理・判断の説得力や社会的通用性の向上等に広げ、更に活性化していくためどのような方策を講じ、所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

「部」における成長支援、「部」を超えた庁としての成長支援という視点で所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

とりわけ、これらの課題への対応において所長がその役割を十分に果たすためには、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、積極的な役割の果たし方が期待される局面が多くなっているようにも思われるが、いかに考えるべきか。

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

(民事分野)	広島地方裁判所	永 谷 典 雄
(刑事分野)	徳島地方・家庭裁判所	齋 藤 正 人
(家裁分野)	新潟家庭裁判所	園 原 敏 彦
(成長支援)	奈良地方・家庭裁判所	森 純 子

(庶ろ-15-B)

令和3年4月12日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 石井芳明

事務連絡

6月16日（水）及び17日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同に関し、4月2日付け当職事務連絡により改めて連絡することとしていた事務的協議について、別紙のとおり定めましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

(別紙)

令和3年度長官所長会同協議テーマ（論点事項）

組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

- 1 今後の社会状況の変化に対応した裁判所の運営を図っていくために取り組んでいる諸課題の整理と自律的・主体的な検討を促していくための方策
 - (1) 社会状況の変化に対応するための方向性と各施策の結びつきについての理解の実情とそれを踏まえた所長の役割
 - (2) 施策の一つである書記官事務に関する様々な取組の位置付けの理解の実情とそれを踏まえた自律的・主体的検討の促進策
- 2 コロナウィルス感染症に対する対応が長期化する中、各地域の弁護士会、検察庁、法テラス、報道機関等との意見交換を継続的に行っていくための工夫